

事 務 連 絡  
平成 3 0 年 1 月 4 日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
（上記、各地方整備局等経由）  
各市町村下水道担当課長 殿  
（上記、各都道府県経由）  
日本下水道事業団事業課長 殿  
都市再生機構下水道担当チームリーダー 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

#### 処理場等の維持管理作業における安全の確保について

平成 29 年 12 月 29 日（金）、愛知県刈谷市において、下水道管渠の清掃作業中に委託先作業員が硫化水素中毒と疑われる死因により、マンホール内で死亡する事故が発生しました。

本事案の詳細については関係機関により現在調査中ですが、事故発生要因としては、労働安全衛生法で定める酸素欠乏危険場所での作業環境測定が未実施であったことが疑われています。

各下水道管理者におかれましては、下水道管渠内作業を行う場合においては、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）、「下水道維持管理指針 総論編マネジメント編－2014 年版－」（平成 26 年 9 月（公社）日本下水道協会）第 3 章第 4 節「管路施設の労働安全衛生対策」及び「下水道管きよ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成 14 年 4 月、下水道管きよ内作業安全管理委員会）等に基づき、酸素欠乏症等の対策に関して委託先への指導・監督など適切な措置を講じられるようお願いいたします。

また、「死亡事故増大に伴う安全管理の徹底について」（平成 29 年 11 月 9 日付け国水下企第 75 号・国水下事第 48 号）の趣旨を踏まえ、維持管理作業全般において、再度安全管理を徹底いただきますようお願いいたします。